

「知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会」
のとりまとめについて

1 とりまとめの概要

(1) 法定無線設備・非常用位置等発信装置

位置情報を提供し速やかな救助を求めるには、法定無線設備等の搭載を義務化することが適当。

(2) 救命いかだ等

水温が低い海域で乗客が水中待機しない状況を確保するためには、救命いかだ等の搭載又は、搭載しない場合には以下のいずれかの方法の実施を義務化することが適当。

- 1) 一定の水温を上回る時期のみの航行
- 2) 伴走船と航行（船団で航行する場合、他船（遊漁船等）を伴走船とすることが可能等）
- 3) 救助船を配備（水温に応じた時間内に現場に到着できる位置で待機）
- 4) 船内に浸水しない構造（水温15℃以上の場合）
- 5) 母港から5海里以内の航行（水温15℃以上の場合）

(3) 隔壁の水密化等

浸水による沈没の防止のため、水密全通甲板の設置及びいずれの一区画に浸水しても沈没しないように水密隔壁の配置を義務化することが適当。

既存船や5トン未満の小型船については、浸水警報装置及び排水設備の搭載等を認めることが適当

2 今後の予定

義務化の適用日については、対象設備の供給状況等を踏まえ国土交通省が検討する。

3 参考

国土交通省ホームページ

「知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会」

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000057.html